

議案第87号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

毒物及び劇物取締法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の130の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。